様式第3号 　[両面印刷]

**秘密保持誓約書**

●●●●●●●●●● (以下「乙」という。) は、新潟市（以下「甲」という。）が実施する「●●●●●●●●●●契約」（以下「本業務」という。）の秘密保持に関し、新潟市（以下「甲」という。）に対し次のとおり誓約します。

（目的）

第１条　本秘密保持誓約は、本業務において甲から乙に対して開示した情報の秘密保持について、乙が誓約するものです。

（秘密情報）

第２条　本誓約において、秘密情報とは、甲から乙に対して開示される本業務の仕様書等の情報及び個人情報で、公には入手できない情報とします。

（適用除外）

第３条　前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は、秘密の表示又は明示の有無を問わず、本誓約書にいう秘密情報に当たらないものとします。

（１）公知の情報。

（２）乙が甲から開示を受けた後、乙の責によらず公知となった情報。

（３）乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。

（４）甲より開示又は提供を受けた時点で乙が既に知っていた情報。ただし、本誓約書提出日以前に、本業務に関して甲に対して秘密保持義務を負って知りえた情報を除く。

（５）開示について甲の書面により事前の許可がある場合。

（６）裁判所又は行政機関からの命令、若しくは、法令に基づき提出を求められた情報。

（秘密保持）

第４条　乙は、甲から開示された秘密情報を、甲の事前の書面による許可がない限り、秘密情報を第三者に対して開示または漏洩しません。

（情報セキュリティポリシーの内容の遵守）

第５条　乙は、本業務において、「情報セキュリティに関する要求事項」を遵守するとともに、新潟市情報セキュリティポリシーの内容を遵守します。

（個人情報の保護）

第６条　乙は、本業務において、個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守します。

（目的外使用の禁止）

第７条　乙は、甲から開示された秘密情報を本業務のために必要な限りにおいて利用できるものとし、事前に甲の書面による許可を得ない限りは、それ以外の目的には、一切使用又は利用しません。

（損害賠償）

第８条　乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩したり、外部に持ち出したりしたことで甲が損害を被った場合には、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ、甲が適当と考える必要な措置を採っても構いません。

（情報の返還）

第９条　乙は、甲から開示・提供を受けた秘密情報(甲の事前の承認を得て作成した複製物を含む)は、本業務完了後、直ちに甲に返却又は引き渡します。ただし、甲から別に廃棄等の指示を受けたときは、その指示に従い、適正に廃棄したことを書面等によって甲へ証明します。

（事故報告）

第１０条　乙は、本誓約に違反する事態が生じたとき、又は生ずる恐れのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従います。

（協議事項）

第１１条　乙は、本誓約に定めの無い事項に関しては、別途甲と協議のうえ円満に解決を図ります。

誓約日 令和 年 月 日

(乙) 住 所

会社名

代表者　 　　印